

離島等供給特例承認申請書

契託制第5号
2025年12月5日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 今村 弘

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	2026年1月1日から2026年4月末日

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2025年4月1日実施。以下「離島約款〔低圧用〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さままたは離島等供給約款〔高圧・特別高圧用〕（2025年4月1日実施。以下「離島約款〔高圧・特別高圧用〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔高圧・特別高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧・特別高圧用〕をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、令和8年1月の検針日から令和8年4月の検針日の前日までといたします。
- (2) 低圧で供給を受ける場合で、定額制供給のときの(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧用〕における臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 高圧で供給を受ける場合で、記録型計量器により計量し、かつ、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限り。また、これらのお客さまに係る自家発補給電力、自家発補給電力Ⅰおよび予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕における15（定額電灯）(4)もしくは20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、16（従量電灯）(1)ニ、19（臨時電灯）(1)ハ、23（臨時電力）(3)イ、24（農事用電力）(2)ロ(4)、附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは附則8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(1)ホの料金、16（従量電灯）(2)ニ、16（従量電灯）(3)ホ、17（季時別電灯）(5)、18（高負荷率型電灯）(5)、19（臨時電灯）(2)ハ、19（臨時電灯）(3)ロ、20（公衆街路灯）(2)ニ、21（低圧電力）(5)、22（低圧季時別電力）(4)、23（臨時電力）(3)ロ、24（農事用電力）(1)ハ、24（農事用電力）(2)ロ(ロ)、25（深夜電力〔防霜用〕）(4)、附則6（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）(5)、附則7（ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置）(5)、附則8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(2)ニ、附則9（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）(4)もしくは附則10（第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置）(2)の電力量料金または離島約款〔高圧・特別高圧用〕における15（業務用電力）(5)、16（業務用電力Ⅰ）(3)、17（産業用電力）(5)、18（産業用電力Ⅰ）(3)、19（臨時電力）(3)、20（臨時電力Ⅰ）(3)、21（かんがい排水用電力）(5)、22（自家発補給電力）(1)ハまたは(2)ハ、23（自家発補給電力Ⅰ）(1)ハまたは(2)ハ、24（予備電力）(3)、附則3（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）(5)、附則4（深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)もしくは附則5（第2深夜電力のお客

さまについての特別措置) (5)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

(1) 低圧で供給を受ける場合

2 (適用期間) に定める適用期間の離島約款 [低圧用] における15 (定額電灯) (4)もしくは20 (公衆街路灯) (1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金, 16 (従量電灯) (1)ニ, 19 (臨時電灯) (1)ハ, 23 (臨時電力) (3)イ, 24 (農事用電力) (2)ロ(イ), 附則3 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) (2)もしくは附則8 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (1)ホの料金または16 (従量電灯) (2)ニ, 16 (従量電灯) (3)ホ, 17 (季時別電灯) (5), 18 (高負荷率型電灯) (5), 19 (臨時電灯) (2)ハ, 19 (臨時電灯) (3)ロ, 20 (公衆街路灯) (2)ニ, 21 (低圧電力) (5), 22 (低圧季時別電力) (4), 23 (臨時電力) (3)ロ, 24 (農事用電力) (1)ハ, 24 (農事用電力) (2)ロ(ロ), 25 (深夜電力 [防霜用]) (4), 附則6 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (5), 附則7 (ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置) (5), 附則8 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (2)ニ, 附則9 (第2深夜電力のお客さまについての特別措置) (4)もしくは附則10 (第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置) (2)の電力量料金は、離島約款 [低圧用] に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ) a, bまたはcにより算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ) dにより算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)イによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

(2) 高圧で供給を受ける場合

2 (適用期間) に定める適用期間の離島約款 [高圧・特別高圧用] にお

ける15（業務用電力）(5)，16（業務用電力Ⅰ）(3)，17（産業用電力）(5)，18（産業用電力Ⅰ）(3)，19（臨時電力）(3)，20（臨時電力Ⅰ）(3)，21（かんがい排水用電力）(5)，22（自家発補給電力）(1)もしくは(2)ハ，23（自家発補給電力Ⅰ）(1)もしくは(2)ハ，24（予備電力）(3)，附則3（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）(5)，附則4（深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)または附則5（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)の電力量料金は，離島約款〔高圧・特別高圧用〕に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ロ) a， b または c により算定される場合は，別表1（燃料費調整額の算定）(3)ロによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ロ) d により算定される場合は，別表1（燃料費調整額の算定）(3)ロによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

5 そ の 他

その他の事項については，離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧・特別高圧用〕に定めるところによるものとしたします。

別 表 燃 料 費 調 整

別 表 燃 料 費 調 整

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

イ 低圧で供給を受ける場合

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された

値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0028$$

$$\beta = 0.1819$$

$$\gamma = 1.0863$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合で、定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力のとき。

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場

合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、41,100円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円を上回る場合

平均燃料価格は、41,100円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (41,100\text{円} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

- b 低圧で供給を受ける場合で、a以外のとき

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

- c 高圧で供給を受ける場合

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (46,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 46,100\text{円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b、cおよびdの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和7年9月1日から 令和7年11月30日までの期間	令和8年1月の検針日から 令和8年2月の検針日の前日 までの期間
令和7年10月1日から 令和7年12月31日までの期間	令和8年2月の検針日から 令和8年3月の検針日の前日 までの期間
令和7年11月1日から 令和8年1月31日までの期間	令和8年3月の検針日から 令和8年4月の検針日の前日 までの期間

- b 低圧で供給を受ける場合で、定額制供給のときの各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧用〕における臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合には、aにいう検針日は、応当日といたします。
- c 高圧で供給を受ける場合で、記録型計量器により計量し、かつ、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整

単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

- d 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。また、これらのお客さまに係る自家発補給電力，自家発補給電力Ⅰおよび予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価

(イ) 低圧で供給を受ける場合

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{eに定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{eに定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{eに定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

- d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃 料 費 = 基準燃料費調整単価－
調整単価

e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 令和 8 年 1 月の検針日から令和 8 年 3 月の検針日の前日までの期間

i 定額制供給の場合

(i) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	1 7 円 4 8 銭
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	3 4 円 9 6 銭
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	6 9 円 9 1 銭
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	1 0 4 円 8 7 銭
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	1 7 4 円 7 8 銭
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	1 7 4 円 7 8 銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5 2 円 2 0 銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 0 4 円 4 1 銭
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペアまでごとに	5 2 円 2 0 銭

(ii) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円41銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円82銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円82銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	28円17銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	28円17銭

(iii) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	29円61銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	14円81銭

(iv) 農事用電力 B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 7.40	円 銭 14.80	円 銭 29.61	円 銭 44.41	円 銭 59.21	円 銭 74.01

(v) 深夜電力 A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	450円00銭
--------	---------

ii 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	4 円 5 0 銭
-------------	-----------

(b) 令和 8 年 3 月の検針日から令和 8 年 4 月の検針日の前日までの期間

i 定額制供給の場合

(i) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	5 円 8 3 銭
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1 1 円 6 5 銭
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	2 3 円 3 0 銭
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	3 4 円 9 6 銭
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	5 8 円 2 6 銭
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	5 8 円 2 6 銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 7 円 4 0 銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3 4 円 8 0 銭
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 7 円 4 0 銭

(ii) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4 7 銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	9 4 銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	9 4 銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	9 円 3 9 銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	9 円 3 9 銭

(iii) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	9 円 8 7 銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	4 円 9 4 銭

(iv) 農事用電力 B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 2.47	円 銭 4.93	円 銭 9.87	円 銭 14.80	円 銭 19.74	円 銭 24.67

(v) 深夜電力 A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1 5 0 円 0 0 銭
---------	---------------

ii 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 円 5 0 銭
-------------	-----------

(ロ) 高圧で供給を受ける場合

- a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} &= \text{基準燃料費調整単価} + \\ &\quad \text{e に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円の場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} &= \text{e に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価
を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} &= \text{e に定める特別措置の燃料費調整単価} - \\ &\quad \text{基準燃料費調整単価} \end{aligned}$$

- d 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価以
上となる場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} &= \text{基準燃料費調整単価} - \\ &\quad \text{e に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

- e 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

- (a) 令和8年1月の検針日から令和8年3月の検針日の前日まで
の期間

1 キロワット時につき	2 円 3 0 銭
-------------	-----------

- (b) 令和8年3月の検針日から令和8年4月の検針日の前日までの期間

1 キロワット時につき	80 銭
-------------	------

(3) 燃料費調整額

イ 低圧で供給を受ける場合

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A，臨時電力，農事用電力 B および深夜電力 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

(1) 低圧で供給を受ける場合

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	5 3 銭 0 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1 円 0 5 銭 9 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2 円 1 1 銭 9 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3 円 1 7 銭 9 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5 円 2 9 銭 8 厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5 円 2 9 銭 8 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1 円 5 8 銭 3 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 円 1 6 銭 5 厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 円 5 8 銭 3 厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4 銭 3 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	8 銭 6 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	8 銭 6 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	8 5 銭 4 厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	8 5 銭 4 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	89銭8厘
-----------------	-------

(ニ) 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 厘 0.224	円 銭 厘 0.449	円 銭 厘 0.898	円 銭 厘 1.346	円 銭 厘 1.795	円 銭 厘 2.243

(ホ) 深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	13円64銭0厘
--------	----------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	13銭6厘
------------	-------

(2) 高圧で供給を受ける場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	9銭8厘
------------	------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表 1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および別表 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和7年11月21日の閣議決定「「強い経済」を実現する総合経済対策」にもとづく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款にもとづき算定される令和8年2月分から令和8年3月分の電気に適用する燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含みます。）を、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含みます。）を、令和8年4月分の電気に適用する燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.5円（消費税等相当額を含みます。）を、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき0.8円（消費税等相当額を含みます。）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書きの規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

(円)

		令和8年2月分～3月分 (a)	令和8年4月分 (b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	4.50	1.50
	高圧で供給を受ける場合	2.30	0.80

○定額制供給の場合

(kWh、円)

契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh ^{※1}	令和8年2月分～3月分 ^{※2}	令和8年4月分 ^{※2}
				(c)	(a) × (c)	(b) × (c)
定額電灯および公衆街路灯A	電灯	10ワットまでの1灯につき	1灯	3.884	17.48	5.83
	電灯	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1灯	7.768	34.96	11.65
	電灯	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1灯	15.536	69.91	23.30
	電灯	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	1灯	23.304	104.87	34.96
	電灯	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1灯	38.840	174.78	58.26
	電灯	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1灯	38.840	174.78	58.26
	小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1機器	11.601	52.20	17.40
	小型機器	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	1機器	23.202	104.41	34.80
	小型機器	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1機器	11.601	52.20	17.40
臨時電灯A	電灯	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1日	0.313	1.41	0.47
	電灯	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1日	0.626	2.82	0.94
	電灯	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1日	0.626	2.82	0.94
	電灯	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1日	6.260	28.17	9.39
	電灯	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1日	6.260	28.17	9.39
臨時電力	動力	契約電力1キロワット1日につき	1日	6.579	29.61	9.87
	動力	契約電力0.5キロワットの場合1日につき ^{※3}	1日	—	14.81	4.94
農事用電力B（脱穀調整需要）	動力	1日につき契約電力0.5キロワット	1日	1.645	7.40	2.47
	動力	1日につき契約電力1キロワット	1日	3.289	14.80	4.93
	動力	1日につき契約電力2キロワット	1日	6.579	29.61	9.87
	動力	1日につき契約電力3キロワット	1日	9.868	44.41	14.80
	動力	1日につき契約電力4キロワット	1日	13.158	59.21	19.74
	動力	1日につき契約電力5キロワット	1日	16.447	74.01	24.67
深夜電力A	動力	1契約につき	1契約	100.000	450.00	150.00

- ※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。
具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。
- ※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。